

前文（条例制定の背景等）

近年、台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨が多発しており、浸水被害に対する安全度の向上を早期に図る必要があります。

これまでの治水対策は、「河川対策」及び「下水道対策」を進めることにより、流域に降った雨水を川に集めて、海まで早く安全に流すことを基本としてきました。しかし、都市化の進展に伴う流出量の増大、氾濫の危険性の高い低平地等への人口及び資産の集積、市街地での河道拡幅の難しさの増大、さらには集中豪雨による極めて大規模な洪水氾濫の危険性の拡大や、局地的大雨により発生する都市浸水被害の頻発などにより、これまでの「河川対策」「下水道対策」だけでは、被害を防ぐことが困難となってきました。

このようなことから、従来の「河川対策」及び「下水道対策」と合わせて、各地域における特性及び課題に応じ、流域内の保水及び貯留機能の確保等の「流域対策」及び浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた「総合治水対策」を推進することが、極めて重要となっています。

こうした認識のもと、「総合治水対策」の基本理念を明らかにし、県、市町、県民及び事業者が取り組む方策を定め、もって全県で「総合治水対策」を推進するため、総合治水条例を制定します。

基本理念

- 1 総合治水対策は、河川対策及び下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせ実施するものとし、各地域における特性及び課題に応じた計画を策定し、県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進されなければなりません。
- 2 河川対策及び下水道対策は、河川や雨水管等により、洪水や雨水を安全に流下させることを基本としつつ、ダムや遊水地等の洪水調節施設、雨水貯留施設等を組み合わせ整備することを旨として、推進されなければなりません。
- 3 流域対策は、流域内の保水及び貯留機能を確保することで、河川及び下水道への雨水の流出抑制を促進し、もって河川及び下水道への負担を軽減させることを旨として、健全な水循環の確保等自然環境にも寄与するとの認識のもと、推進されなければなりません。
- 4 減災対策は、計画規模を上回る洪水や河川及び下水道の流下能力以上の洪水等が発生した場合においても、人的被害の回避又は軽減を図ること並びに県民生活及び社会経済活動への深刻な被害を回避することを旨として、推進されなければなりません。

## 〔目的〕

総合治水条例の制定に至った背景、基本理念を明らかにします。

## 〔解説〕

- (1)近年、平成 16 年 10 月に県下全域を襲った台風第 23 号による災害以降も、平成 21 年 8 月の台風第 9 号による兵庫県西・北部豪雨災害が発生しているほか、気候変化によるものと思われる局地的豪雨も増加しています。このため、大規模な洪水氾濫の危険性の拡大や局地的豪雨による都市浸水被害の頻発などが懸念され、これまでの「河川対策」「下水道対策」だけでは、被害を防ぐことが困難となってきました。
- (2)そこで、流域内の保水及び貯留機能の確保等の「流域対策」、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた「総合治水対策」の推進が重要となっています。
- (3)本県は、多様な気象、地勢条件にあり、地域毎に特性が異なるため、総合治水対策の実施にあたっては、地域毎の課題に応じた計画を策定して、県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となって進めていく必要があります。
- (4)河川対策及び下水道対策として、河川や下水道の管理者は、洪水を安全に流下させるため、河川法及び下水道法に基づき、河川や雨水管、洪水調節施設等の着実な整備や維持管理を行います。
- (5)流域対策として、公園や運動場等への雨水貯留や道路等の雨水地下浸透の取組、森林整備による保水力の維持及び向上などの取組等を進め、流域内の保水、貯留機能を確保することで、河川及び下水道への雨水の流出を抑制し、もって河川及び下水道への負担を軽減させることを旨とします。なお、流域対策は、保水・貯留機能や地下水かん養機能保全など、健全な水循環の確保にも繋がるため、このような自然環境への効果も認識しながら、推進する必要があります。
- (6)減災対策は、浸水被害に関する情報提供や知識の普及啓発、防災訓練の実施、浸水被害軽減のための施設の耐水化等により、浸水被害が発生した場合においても、人的被害の回避又は軽減を図ること並びに県民生活及び社会経済活動への深刻な被害を回避することを旨とします。

## 県の責務

- 1 県は、基本理念にのっとり、総合治水推進計画に基づき、総合治水施策を実施します。
- 2 県は、総合治水推進計画の策定及び総合治水施策の実施に当たっては、国及び市町と連携すること、県民及び事業者と情報共有する等相互に連携を図りながら協働することにより、実効性のあるものとなるよう努めます。
- 3 県は、総合治水推進計画の策定及び総合治水施策の実施に当たっては、市町が実施する総合治水対策を尊重するものとします。

## 市町の役割

- 1 市町は、基本理念にのっとり、県の策定する総合治水推進計画に沿って、総合治水対策の推進に関し、その地域の特性に適した自主的な施策を実施することに努めるものとします。
- 2 市町は、自主的な総合治水施策を実施するに当たっては、県と連携し、効果的に実施するよう努めるものとします。

## 県民及び事業者の役割

- 1 県民及び事業者は、浸水被害に対して自己の安全の確保に努めるとともに、必要があるときは、相互に協力するものとします。
- 2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、総合治水対策に関する理解を深めるものとします。
- 3 県民及び事業者は、雨水の流出抑制に努めるなど、県及び市町が実施する総合治水対策の円滑な推進に協力するものとし、また、相互の連携にも努めます。

### 〔目的〕

県の責務、市町の役割、県民及び事業者の役割の基本となるべきことについて、明らかにする規定を置きます。

なお、具体的な方策毎の責務や役割については、それぞれの方策において明示します。

### 〔解説〕

- (1) 県は、基本理念にのっとり、総合治水推進計画に基づき、総合治水施策を実施します。
- (2) 県は、計画の策定及び施策の実施が実効性のあるものとなるよう、国及び市町と連携し、県民及び事業者と協働するよう努めます。
- (3) 県は、市町が実施する総合治水対策を尊重するものとします。
- (4) 市町は、基本理念にのっとり、県の策定する計画に沿って、その地域の特性に適した自主的な総合治水施策を実施することに努めるものとします。
- (5) 市町は、自主的な総合治水施策を実施するに当たっては、県と連携し、当該

施策を効果的に実施するよう努めるものとします。

- (6) 県民及び事業者は、浸水被害に対して自己の安全の確保に努めていただくとともに、必要があるときは、相互に助け合い、協力するものとします。
- (7) 県民及び事業者は、総合治水対策に関する理解を深め、自らも流出抑制を実践するなど、円滑な推進に協力するものとし、また、相互の連携にも努めます。
- (8) 県民・事業者に負担をしてもらう方策等の推進のためには、公的補助、税制優遇等インセンティブを与えるような仕組みも効果があると考えられます。しかし、本条例が「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進する。」を基本理念として制定するものであることから、まずは、総合治水を推進するためのよりどころとなる条例を制定するものです。このため、具体的な総合治水の取組に対してインセンティブを与える仕組みについては、実際の取組を進める中で、各地域の総合治水推進協議会における総合治水推進計画策定の中で県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行うものと考えています。

#### 総合治水推進計画

- 1 県は、地域毎に、総合治水対策を計画的、効果的に行うための総合治水推進計画を策定するものとします。
- 2 総合治水推進計画の策定及び実施を推進するため、地域毎に総合治水推進協議会を置くこととします。
- 3 総合治水対策の実施は、総合治水推進計画が策定されるまでの間、妨げられるものではありません。
- 4 総合治水対策を実施する者は、当該施策が総合治水推進計画において実施しなければならぬと定められたときは、同計画に基づき、これを実施しなければなりません。(方策編の 、 、 -1、 -2、 が該当)

#### 〔目的〕

総合治水推進計画の策定、計画の実効性を確保するための規定について定めます。

#### 〔解説〕

- (1) 県は、総合治水対策を計画的、効果的に行うため、地域の特性や課題に応じた総合治水推進計画を策定します。
- (2) 地域毎に、国、市町、県民及び事業者からなる協議会を設置し、総合治水推進計画は、その協議をもとに策定、推進されます。その際には、総合治水は県民総意で進めることが必要なことから、広く県民の意見を聴くことに努めます。
- (3) 総合治水施策は、計画が未策定である間も、可能なものについて実施されます。
- (4) 総合治水推進計画で実施すると定められた施策については、条例上の実施義

務となり、実効性が確保されます。

(例) 総合治水推進計画で設置するものとされた雨水貯留浸透設備については、条例上の設置義務が課せられる。

#### 市町の条例との関係

市町において、本条例の趣旨に即した条例を制定し、かつ、本条例以上の効果が期待できるものと認められるものについては、本条例ではなく、当該市町の条例の規定を適用できることとします。

##### 〔目的〕

市町において、本条例以上の効果が期待できる条例が制定された場合に、その適用を認めることを規定します。

##### 〔解説〕

本条例が調整池設置について努力義務としている1ヘクタール未満の開発についても設置を義務づける等、市町において、本条例以上の効果を期待する条例が制定された場合に、その適用を認めるものです。